

ふれあい福祉プラン

みんなで助け合い 安心して暮らせる 地域社会づくり

第4次関ヶ原町地域福祉計画
第6次関ヶ原町地域福祉活動計画

〔第2期関ヶ原町成年後見制度利用促進計画〕
〔関ヶ原町再犯防止推進計画〕



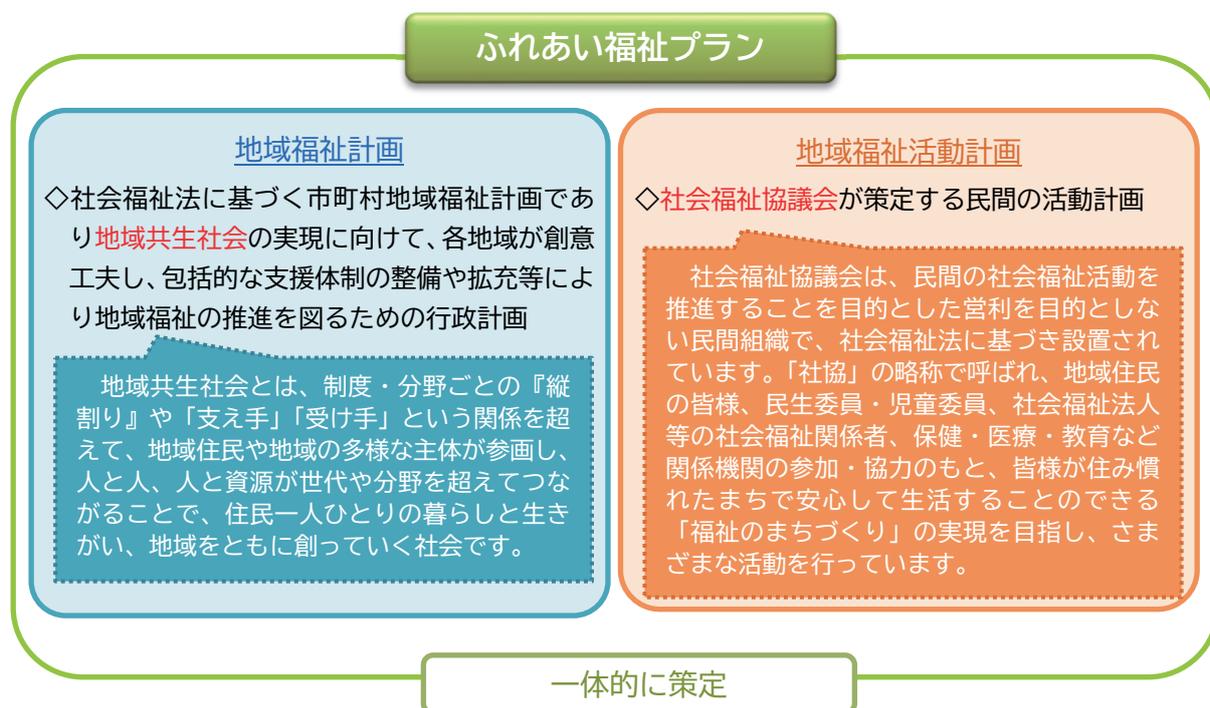
関ヶ原町

社会福祉法人 関ヶ原町社会福祉協議会

「ふれあい福祉プラン」を策定しました。

この計画は、**関ヶ原町地域福祉計画**と**関ヶ原町地域福祉活動計画**を一体的に策定したものです。

また、「関ヶ原町成年後見制度利用促進計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律）、「関ヶ原町再犯防止推進計画」（再犯の防止等の推進に関する法律）を、地域福祉分野に関連する計画として本計画に組み込むとともに、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいます。



基本理念

【基本理念】

みんなで助け合い 安心して暮らせる 地域社会づくり

誰一人取り残すことなく、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

地域活動への行政の積極的な参画

福祉分野における活動単位の見直し

地域福祉の新しい担い手

誰一人取り残さないSDGsの原則

計画の期間

令和7年度から令和11年度の5年間

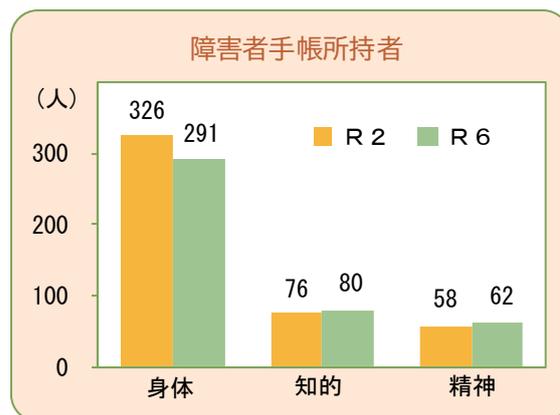
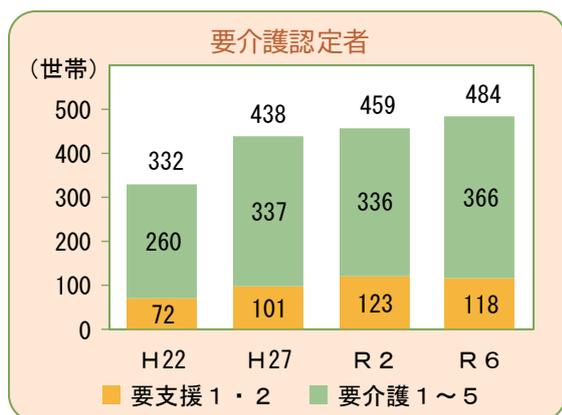
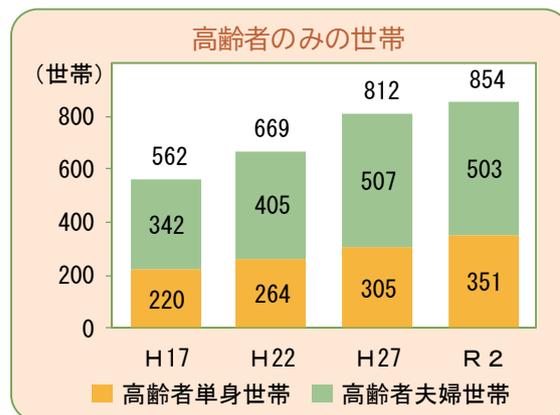
関ヶ原町の現状

本町の総人口は令和6年10月1日現在6,178人となっています。

高齢者のみの世帯が増加しています。

要介護認定者は緩やかに増加しています。

障害者手帳の所持者は、身体障がいは減少し、知的、精神の障がいは増加しています。



地域福祉関係者

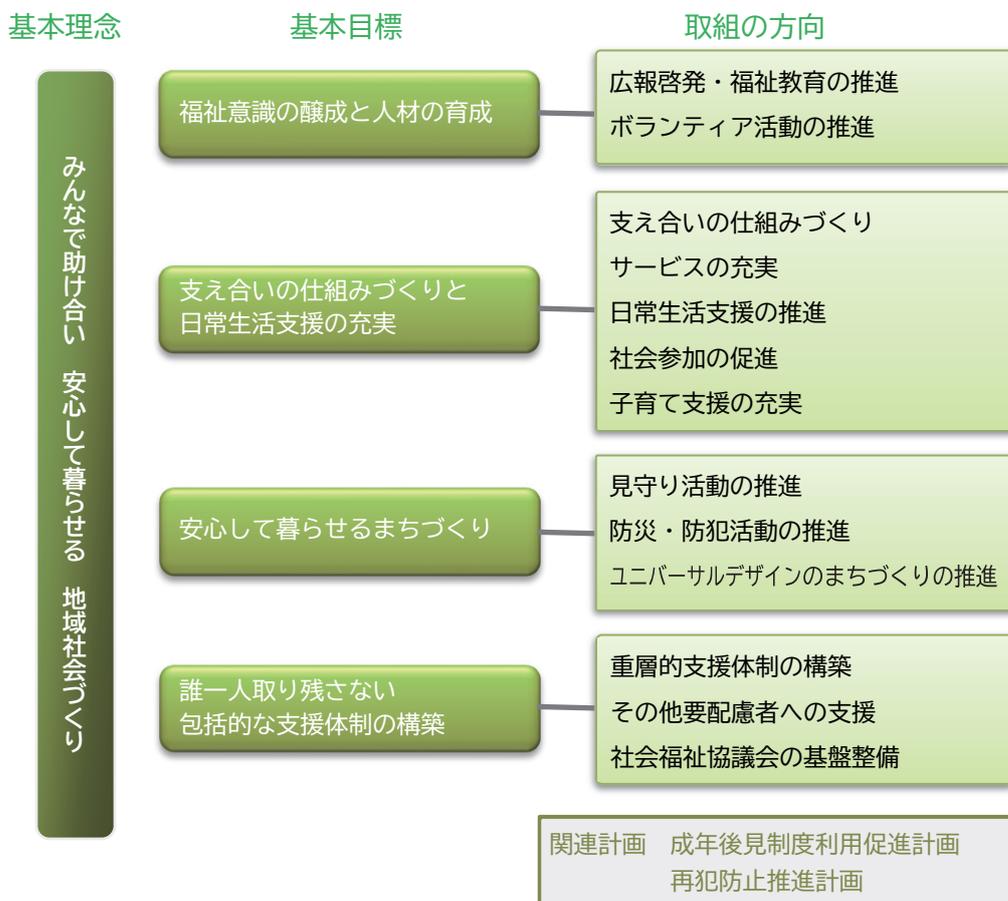
区分	令和6年
民生委員・児童委員	20人
主任児童委員	2人
保護司	6人
福祉推進員	110人
ボランティアセンター登録	
団体数	12団体
実数	198人
NPO	1法人
社会福祉法人	2法人

関ヶ原町の地域福祉に関わるボランティア等の関係者は表の通りです。

- ・民生委員は地域の身近な存在として、困り事の相談等を行っており、児童委員を兼務しています（厚生労働大臣から委嘱）。
- ・主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当し、区域を担当する児童委員との連絡・調整、援助・協力を行っています。
- ・保護司は犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。（法務大臣から委嘱）
- ・福祉推進員は地域で援助を求めている人などへの声かけや見守り活動を行っています（社会福祉協議会会長から委嘱）。

計画（事業・取組）

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を掲げました。



1 福祉意識の醸成と人材の育成

福祉教育、広報啓発活動などを通じて、障がいや認知症についての理解を深めるとともに、地域住民の支え合いの意識を高め、ボランティアや地域の支え合い活動の推進役となる人材の育成を推進します。

また、住民がボランティア活動などの地域福祉活動へ参加しやすい環境の整備及び活動への支援を行っていきます。

- 広報啓発・福祉教育の推進
- ボランティア活動の推進

▶ボランティアさん募集◀

地域でお困りの方のちょっとしたお手伝いができる方を募集しています。誰もが住み慣れた関ヶ原で安心して暮らしてつづけるために、あなたの手助けが必要です。ご連絡お待ちしております。

関ヶ原町社会福祉協議会 ☎43-2943



2 支え合いの仕組みづくりと日常生活支援の充実

行政が中心となってサービスを実施・確保する公的支援に加え、地域住民やボランティアが行う、日頃の軽微な支援や居場所づくりなどの充実が図られるように、支え合いの仕組みづくりを推進します。

- 支え合いの仕組みづくり
- サービスの充実
- 日常生活支援の推進
- 社会参加の促進
- 子育て支援の充実



3 安心して暮らせるまちづくり

子どもや高齢者が安心して暮らせるように、地域住民やボランティアによる見守り活動や、防災・防犯活動の推進体制を構築します。

また、誰もが安心して外出ができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、移動手段の確保を図ります。

- 見守り活動の推進
- 防災・防犯活動の推進
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進



4 誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築

課題が複雑化・複合化してきている現状を踏まえ、支援を必要としている人に必要なサービスが届くように、縦割り・分野別ではなく包括的に受け止め、必要な関係機関・団体等と連携し、適切な支援につなぐことのできる包括的な相談窓口の充実を図ります。

また、地域福祉推進の中核となる社会福祉協議会の充実を支援するとともに、連携を図ります。

- 重層的支援体制の構築
- その他要配慮者への支援
- 社会福祉協議会の基盤整備

重点的な取組

1 福祉意識の醸成と日常生活支援の充実

少子高齢化、人口減少が急速に進む本町においては、日頃の軽微な支援、買い物・通院など移動手段の確保、緩やかな見守りや居場所づくりなどの充実が求められています。地域の人材が不足するという課題を抱える中、地域の福祉意識を高める取組を強化し、地域住民やボランティアが中心となり、社会福祉協議会や行政も加わりながら、支え合いの仕組みを再構築していきます。

- 福祉意識の醸成
- 見守り活動の推進
- 移動支援の確保
- 福祉推進員の活動支援

2 認知症施策の推進

誰もが認知症になる可能性があります。国においては、認知症と共に希望を持って生きるという「新しい認知症観」を打ち出しており、地域みんなが認知症についての理解を深める取組を推進します。

- サポート体制の充実
- 成年後見制度の利用促進

新しい認知症観とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

3 防災活動の推進

地震、台風、豪雨などによる被害の大きな自然災害が多発しています。また、原発事故や感染症の蔓延なども災害と捉えることができます。発災直後などは行政の支援が難しいこともあり、地域の自主的な組織づくりが重要です。特に避難に支援を要する障がい者や要介護高齢者などへの支援体制の構築を推進します。

- 自主防災組織の充実
- 避難行動要支援者への支援体制の充実



4 町全体でつながり続ける包括的支援体制の構築

社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが、既存の制度の対象となりにくいケースや、^{はちまるごーまる}8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースなど、支援ニーズは多様化・複雑化してきています。これらのケースに対応できるよう、属性別・年代別の制度の枠組みを超えて、誰一人取り残さない包括的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

- 重層的支援体制の推進
- 要配慮者への支援

8050問題とは、長期化した引きこもりに関する社会問題。50代の引きこもりの子どもの生活を、80代の親が支えている状態にあり、生活の困窮、社会的孤立などの問題が指摘されています。

関連計画

1 成年後見制度利用促進計画

◆計画のねらい

認知症や障がい等により判断能力が十分ではない状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用促進を図るための体制整備に取り組みます。

◆施策の展開

- 制度に対する関心を高め、利用しやすい環境づくり
①積極的な周知／②講座等の開催／③相談窓口の設置
- 制度対象者の早期把握と適切な支援につなげる仕組みづくり
①制度対象者の早期把握／②中核機関（成年後見制度利用支援センター）の設置
- 担い手支援を通じて、安心して制度が利用される地域支援づくり
①親族後見人の相談対応／②市民後見人の育成・活動の推進／③法人後見の担い手の育成・活動支援

★岐阜家庭裁判所における成年後見制度利用者（令和6年1月末現在）

利用種別		利用者数（人）
法定後見	後見	5
	保佐	2
	補助	1
任意後見		0
合計		8

■成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続きなど）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所、入院の契約締結、履行状況の確認など）などの法律行為をひとりで行うことが難しい場合があります。また、自分の不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を法的に保護し、支援するのが成年後見制度です。

2 再犯防止推進計画

◆計画のねらい

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居を確保できないなど、社会復帰に向けた様々な課題を抱えている人が多く存在し、再犯者率は5割を占めています。保護司会など関係機関と連携を図りながら、再犯を防ぐとともに、社会復帰を支援する取り組みに努めます。

◆施策の展開

住民の取組

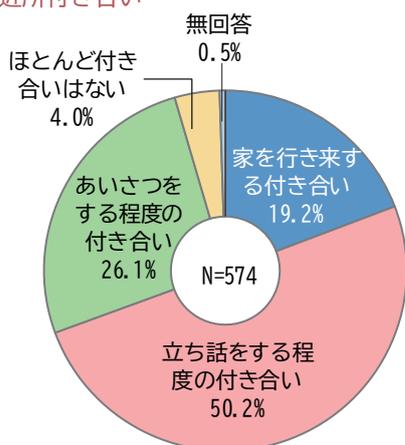
- 犯罪から立ち直ろうとする人などが、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちます。
- 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげます。
- 事業者などは居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労などへの支援に努めます。

町行政・社会福祉協議会の取組

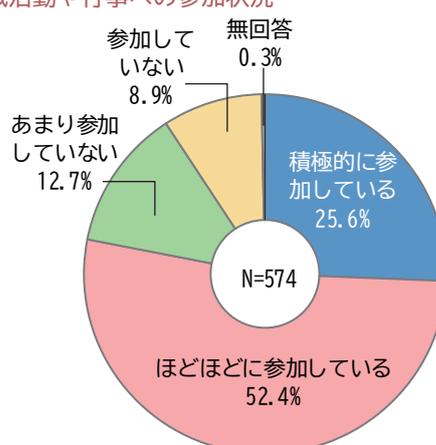
- 「社会を明るくする運動」などを通して、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、再犯防止への関心と理解を深め、住民の理解を得るための啓発活動を行います。
- 更生保護に携わる保護司や更生保護女性会などの支援協力者の活動を支援します。
- 医療、福祉、就労支援機関等と連携し、必要な支援や相談により、保健医療、福祉サービスの利用に結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止につなげます。
- 保護司会や更生保護女性会、民生委員・児童委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育み、非行防止に取り組みます。また、制度を利用した支援のほか、各種支援事業を展開し、社会復帰につながるよう支援します。

住民の意識（住民福祉意識調査結果から抜粋）

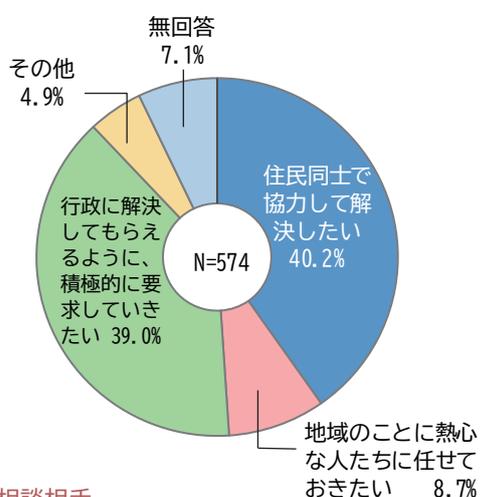
★近所付き合い



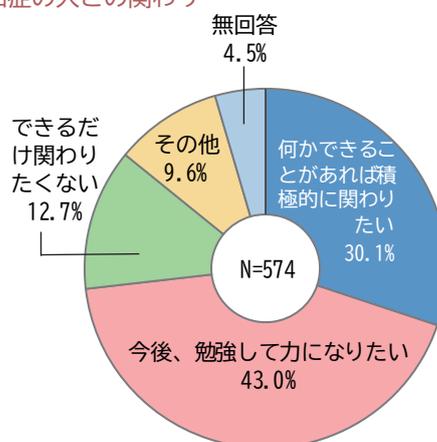
★地域活動や行事への参加状況



★地域の問題の解決方法



★認知症の人との関わり



★相談相手

単位：%

順位	全体		男性		女性	
1	知人・友人	48.8	知人・友人	41.8	知人・友人	56.7
2	やすらぎ	34.0	やすらぎ	35.0	やすらぎ	32.9
3	福祉サービス事業所（ケアマネ含）	17.9	役場	19.4	福祉サービス事業所（ケアマネ含）	20.4
4	役場	14.6	福祉サービス事業所（ケアマネ含）	15.2	近所の人	14.5
5	近所の人	12.2	社会福祉協議会	10.6	役場	10.0
6	社会福祉協議会	9.4	近所の人	9.9	社会福祉協議会	8.3
7	民生委員・児童委員	7.5	民生委員・児童委員	7.4	民生委員・児童委員	7.6

★地域の課題や問題点

単位：%

順位	全体		男性		女性	
1	医療体制の充実	28.6	医療体制の充実	30.3	古いしきたり	29.8
2	古いしきたり	27.7	古いしきたり	25.8	医療体制の充実	27.0
3	公園など子どもの遊び場の充実	19.2	地域の連帯感(助け合い)の喪失	23.0	公園など子どもの遊び場の充実	19.4
4	地域の連帯感(助け合い)の喪失	18.5	異なる世代間の交流	19.4	地域の人たちのつきあい方	15.2
5	高齢者の自立支援の充実	16.6	公園など子どもの遊び場の充実	19.1	高齢者の自立支援の充実	14.2
6	地域の人たちのつきあい方	16.4	高齢者の自立支援の充実	18.7	地域の連帯感(助け合い)の喪失	13.8
7	異なる世代間の交流	14.6	地域の人たちのつきあい方	17.3	地域の美化	11.8